

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

| | | |
|----------|--|-------------------|
| No | 9 | 府省庁名 内閣府子ども・子育て本部 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税） | |
| 要望項目名 | 保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置 | |
| 要望内容（概要） | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 待機児童が増加し、女性の就労が拡大する傾向が見込まれる現下の状況において、待機児童の解消は政府にとって喫緊の課題である。 ○ このため、政府は「待機児童解消加速化プラン」による平成29年度末までの保育の受け皿の整備目標を40万人から上積みし、50万人に拡大することとしている。 ○ 保育の受け皿拡大については、各市町村の積極的な取組によって、平成29年度末までに約45.6万人分に達する見込みである。 ○ また、本年4月に改正された子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）により、仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育）が創設され、最大5万人程度の受け皿を確保することにより、市町村による受け皿拡大を補完し、平成29年度末までの50万人分の受け皿拡大を実現しようとしている。 ○ 一方で、保育所等の整備に当たり近隣住民の反対が起きるといった事例も生じ、土地の確保を円滑にすること等により保育所等の整備が促進されるよう、全国知事会や全国市長会からも土地利用等に関する税制優遇を求める声が上がっている。 <p>（参考）</p> <p>少子化対策の抜本強化に向けた緊急提言（平成28年5月12日全国知事会）抄</p> <p style="padding-left: 20px;">（3）子育ての希望を叶えるための総合的な支援策の拡充 （待機児童の解消に向けた対策の抜本強化と加速化）</p> <p style="padding-left: 20px;">・ 保育の受け皿整備等を促進するための保育所等の土地利用などに関する税制上の優遇措置の創設</p> <p>待機児童解消に向けた緊急提言（平成28年5月23日全国市長会）抄</p> <p>2. 保育の受け皿確保について</p> <p style="padding-left: 20px;">（2）民間の土地及び国有地等の活用について</p> <p style="padding-left: 40px;">保育施設不足を解消するため、相続税の支払い猶予等の税制上の優遇措置を設ける等、民間の土地供給を促進するための措置を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これを受けて、以下について要望する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 企業が保有する土地等の有効活用を図るため、利用定員が5人以下の認可の事業所内保育事業について、固定資産税・都市計画税・不動産取得税の課税標準が価格の2分の1とされているところ、非課税とするよう要望する。 ② 企業が保有する土地を活用し企業主導型保育事業の設置の促進を図るため、固定資産税、都市計画税、事業所税、不動産取得税について、認可保育所に準じた優遇措置を講ずるよう要望する。 | |
| 〔関係条文〕 | <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抄）</p> <p>第四章の二 仕事・子育て両立支援事業</p> <p>第五十九条の二 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち同法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。</p> <p>2 （略）</p> | |
| 減収見込額 | <p>[初年度] 精査中 [平年度] 精査中</p> <p>[改正増減収額] —</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> | |

要望理由

(1) 政策目的

- ① 上述のとおり、保育所等の整備のための土地確保が喫緊の課題であるところ、認可の事業所内保育事業は、各企業等が保有する土地等を活用し、保育の受け皿が整備できるものであり、待機児童の解消に有効。
- 一方で、現在、5人以下の事業所内保育事業については、固定資産税等の非課税措置が適用されず、課税標準が価格の2分の1とされるのみにとどまっている。
- このため、利用定員に関わらず、固定資産税等の非課税措置を拡大することにより、小規模な事業所内保育の実施を促進する必要がある。
- ② さらに、企業主導型保育事業は、子ども・子育て支援法に明定されている事業であり、企業の保有する土地等を活用し、かつ、認可保育並の質を確保しながら柔軟な保育サービスが実施できることから、待機児童解消にとって極めて有効な手段となっている。このため、認可保育所に準じて固定資産税・都市計画税・事業所税・不動産取得税の非課税措置を講ずることにより、企業主導型保育事業の利用を促進することで、企業主導型保育事業の設置を促進し、平成29年度末までの待機児童解消に向け、5万人の保育の受け皿を確保する。
- ③ これら税制上の措置を講ずることにより、保育所等の整備のための土地利用を進め、平成29年度末までの待機児童の解消及びその後の待機児童の解消とその維持に資するとともに、適切な就学前教育の機会を確保する。

(2) 施策の必要性

待機児童の解消は政府の喫緊の課題であり、平成29年度末の待機児童の解消に向けて、政府としては50万人分の保育の受け皿整備を進める予定であり、市町村事業計画に基づく整備量である45.6万人分の保育の受け皿とともに、企業主導型保育事業により5万人分の保育の受け皿を確保することとしている。

平成29年度末までに待機児童を解消するとともに、その後も待機児童が出ないようにするためには、市町村における保育所等の整備が円滑に進む環境を整えるとともに、企業主導型保育事業の積極的な展開が必要である。このため、上述の、保育所等の整備を促進する。

本要望に対応する縮減案

—

| | | |
|-----|----------------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | <p>【政策】</p> <p>21. 子ども・子育て支援</p> <p>【施策】</p> <p>1. 子ども・子育て支援の推進</p> <p>(1) 子ども・子育て支援の推進</p> |
| | 政策の達成目標 | 平成 29 年度末までの 50 万人の保育の受け皿確保及びその後の待機児童の解消とその維持を実現する。 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間は | — |
| | 同上の期間中の達成目標 | — |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | — |
| | 要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) | 事業所内保育事業の固定資産税等の非課税措置を拡大し、企業主導型保育事業について認可の保育所並みの優遇税制を設けることにより、保育所等の整備が円滑に進み、保育の受け皿の拡大、待機児童の解消とその維持及び適切な就学前教育の機会の確保が実現される。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 国税についても同様の要望を行っている。 |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | <p>待機児童解消のために保育所等の円滑な整備が喫緊の課題となる中、事業所内保育事業は、各企業等が保有する土地等を活用するため、待機児童の解消に有効である。その一方で、5人以下の事業所内保育事業については、固定資産税等の非課税措置が適用されていない。このため、利用定員に関わらず、固定資産税等の非課税措置を拡大することは促進に有効かつ必要最小限の措置であると言える。</p> <p>また、企業主導型保育事業は、子ども・子育て支援用に明示的に位置付けられている事業であり、認可保育所並みの質を確保して行うこととしている。株式会社が設立した保育所についても同様の税制措置を講じられていることからすれば、類似の役割・機能を担う企業主導型保育事業に対する税制措置も、有効かつ必要最小限の措置であると言える。</p> |

| | |
|--|---|
| 税負担軽減措置等の適用実績 | — |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | — |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | — |
| 前回要望時の達成目標 | — |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | — |